

## 11月は労働保険適用促進強化期間です

事業主の皆さま、「労働保険」の加入はお済みでしょうか。「労働保険」とは、労災保険と雇用保険を合わせた総称で、政府が管掌する保険制度です。

この「労働保険」は事業の種類や規模に関わりなく、農林水産業の一部を除いて、労働者を一人でも雇用している事業主は、加入手続きを行い労働保険料を納付しなければなりません。

しかしながら、卸・小売業、飲食店、理・美容業等を中心に、加入手続きがされていない事業場が、かなりの数残っております。

この解消に向け厚生労働省では、年間を通じた広報を行うとともに、11月を「労働保険適用促進強化期間」と定めて、労働保険の適用促進を図ることとしています。

労働者の方が業務上や通勤途上において負傷したり、病気にかかったり、あるいは不幸にも死亡された場合に必要な労災保険給付が受けられるように、また、リストラや倒産等により失業した場合の失業給付や在職中における育児及び介護休業給付等が受けられるよう、速やかに保険の加入手続きをされますようお願いいたします。

**問** 八代労働基準監督署 ☎32-3151  
ハローワーク八代 ☎31-8609  
熊本労働局労働保険徴収室 ☎096-211-1702



## 全国一斉女性の人権ホットライン強化週間

法務省人権擁護局及び全国人権擁護委員連合会では、夫・パートナーからの暴力やストーカーなどの事案が依然として数多く発生していることから、これらの女性をめぐる様々な人権問題の解決を図るための取り組みを強化するため、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間を実施します。

**▶期間** 11月15日(月)から21日(日)までの7日間  
**▶時間** 平日: 8時30分から19時まで  
土日: 10時から17時まで

**▶相談担当者** 人権擁護委員・法務局職員  
**▶相談内容** 夫婦・DV・女性差別など女性をめぐる様々な人権問題

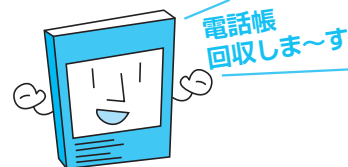
**▶専用電話番号** 0570-070-810  
※相談内容について秘密は厳守します。



## 古い電話帳の回収・紙資源のリサイクルにご協力を!

NTT 西日本では、環境保護の立場から古い電話帳の回収を推進しています。新しい電話帳をお届けした際(12月中配達)、古い電話帳を配達員にお渡しください。もし、渡せなかった場合でも、後日回収いたしますのでご連絡ください。紙資源のリサイクルにご協力をお願いいたします。

**問** タウンページセンタ  
☎0120-506-309



## 裁判員制度

～間もなく名簿記載通知を発送します～

### ○裁判員候補者名簿ができるまで

裁判員候補者名簿は、市区町村の選挙管理委員会が選挙人名簿からくじで無作為抽出した名簿を基に、全国の地方裁判所で作成されます。

裁判員候補者名簿に登録される人数は、予想される裁判員裁判対象事件の数などによって毎年変動しますが、平成23年分の名簿に登録される人数は、全国で約31万6000人です(有権者全体に占める割合は、約330人に1人)。

### ○裁判員候補者名簿記載通知について

平成23年の裁判員候補者名簿に登録された方には、本年11月中旬に名簿に登録されたことのお知らせ(名簿記載通知)をお送りします。

この通知は、来年2月ごろから平成24年2月ごろまでの間に裁判所にお越しいただき、裁判員に選ばれる可能性があることを事前にお伝えし、あらかじめ心づもりをしていただくためのものです。この段階では、まだ具体的な事件の裁判員候補者に選ばれたわけではありませんので、すぐに裁判所にお越しいただく必要はありません。

また、名簿記載通知と併せて調査票をお送りします。この調査票は、裁判員候補者の方の事情を早期に把握し、調査票のご回答の内容により、明らかに辞退が認められる場合等には裁判所にお越しいただくことのないようにして、裁判員候補者の方々の負担を軽減するために送るものですので、お尋ねする項目に当てはまらない方は、返送していただく必要はありません。辞退の申し出ができる時期や期間等に何らの制限を設けているわけではありません。

この調査票で辞退を申し出なかった場合でも、実際の事件の裁判員候補者に選ばれた際にお送りする質問票で辞退を申し出ていただくことも、又は裁判の当日(選任手続時)に辞退を申し出ていただくことも可能です。

裁判員制度にご理解、ご協力をお願いします。

裁判員制度ウェブサイトでは、裁判員制度の実施状況のほか、各地方裁判所の裁判員裁判の情報、裁判員制度に関するQ&Aなど、様々な情報をお伝えいたしますので、ぜひご利用ください。

※名簿記載通知や調査票、辞退を申し出ることができる事由などに関する情報はこちらへどうぞ

裁判員制度ウェブサイト

<http://www.saibanin.courts.go.jp/>

※各地の裁判所のウェブサイトへは、こちらのウェブサイトよりどうぞ

裁判所ウェブサイト <http://www.courts.go.jp/>

## 法務局による抵当権抹消登記説明会

住宅ローン等の返済が終わったけれど、抵当権の抹消登記がまだという方はいらっしゃいませんか。抹消登記の申請方法をご説明いたします。

**▶日時** 11月16日(火) 13時から  
**▶場所** 熊本地方法務局八代支局2階会議室  
八代市松江城町11-11

**▶人数** 20人  
(会場の都合上、申込者が多数の場合は締め切らせていただく場合があります。できるだけ前日までに電話で申し込みをお願いします)

**▶参加費** 無料  
※金融機関等から返還された抵当権抹消に係る書類、筆記用具、印鑑(認印可)をご持参ください。

**問** 熊本地方法務局八代支局 ☎32-2654

## 多重債務者の生活再生支援について

多重債務者の問題は、家庭崩壊、犯罪や自殺などにつながるケースも多く、深刻な社会問題となっています。熊本県では、多重債務者対策の実績を持つ「グリーンコープ生活協同組合くももと」に委託し、面談による家計診断・生活指導や、債務整理後の生活再生中に発生した臨時的な生活資金に対する貸付など、債務整理から生活再生までの一貫した支援を行います。

**▶相談窓口** グリーンコープ生活協同組合くももと  
☎096-243-2100

**問** 熊本県消費生活センター ☎096-383-0999

## 来春高卒者就職促進会

ハローワーク八代では、来春高校卒業予定の生徒と各事業所の人事担当者との面談会を開催いたします。

新規高卒者の持つ大きな可能性と活気に満ちた若い力を職場に取り込む絶好の機会です。採用を検討されている事業所の皆さまの申し込みをお待ちしております。

**▶日時** 11月24日(水) 13時30分～16時(受付13時)  
**▶場所** 八代ロイヤルホテル 2階ロイヤルホール  
八代市本町2丁目1-5 ☎34-1100

**問** ハローワーク八代 学卒担当 ☎31-8609



## ご存じですか? 検察審査会

交通事故、詐欺、脅しなどの犯罪の被害に遭い、警察や検察庁に訴えたが、検察官がその事件を起訴してくれない。このような不満をお持ちの方のために検察審査会があります。お気軽にご相談ください。費用は無料で、秘密は硬く守られます。

**問** 八代市西松江城町1-41(熊本地方裁判所八代支部内)  
八代検察審査会事務局 ☎32-2177

# まちからの お知らせ

## お知らせ

### 無料人権相談所が開設されます ～秘密は守られます!～

こんなことでお困りの方は、お気軽にご相談ください。《相談例》

- ・家庭内のことで悩んでいるとき(夫婦、親子、扶養、嫁、姑など)
- ・相隣関係で悩んでいるとき(通行、排水、境界、日照など)
- ・借(貸)地・借(貸)家で困っているとき(不当な明け渡し、家賃の値上げ、家賃の滞納など)
- ・相続・遺言で悩んでいるとき(相続人、遺産分割、遺言の方法など)
- ・人権問題で困っているとき(村八分、名誉や信用の侵害、公害、差別、いじめ、体罰など)
- ・金銭問題で困っているとき(保証、クレジット、サラ金など)
- ・外国人が生活環境や価値観等の相違で困ったり悩んだりしているとき

**▶日時** 12月3日(金) 10時～15時  
**▶場所** 氷川町文化センター  
**▶相談担当者** 法務局職員・人権擁護委員  
**問** 氷川町役場 町民環境課 戸籍住民係 ☎52-5851



## 「土砂災害防止法」に係る 現地調査実施について

がけ崩れなどにより土砂災害を受ける恐れのある区域の詳しい状況を把握するために、基礎調査を実施します。

このため、個人や法人などの所有地あるいは管理地内に立ち入り、測量や調査を実施することがありますので、皆さまのご理解、ご協力をいただきますようお願いいたします(立ち入り前に戸別訪問し、調査着手をお知らせします)。

なお、調査員は、「熊本県が発行する身分証明書を携行しております」ので、ご確認ください。

**▶調査期間** 10月中旬～平成23年3月25日  
**▶調査対象地域** 氷川町内の土砂災害危険区域(国道3号線より山手側)

**問** 氷川町役場 建設下水道課 建設係 ☎52-5856  
八代地域振興局土木部工務課 ☎33-4184